

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内 (公的年金等受給者)

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」を支給します。

●対象者

公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和2年1月～令和2年12月の年間収入額が次の表の収入基準額未満の方
※公的年金等…遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
※令和2年1月～令和2年12月の年間収入額には「非課税の公的年金等受給額」を含みます。

<収入基準額>

●父・母又は養育者

扶養親族等の数	支給制限限度額
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円
4人	5,075,000円
5人	5,550,000円

●孤児等の養育者・扶養義務者

扶養親族等の数	支給制限限度額
0人	3,725,000円
1人	4,200,000円
2人	4,675,000円
3人	5,150,000円
4人	5,625,000円
5人	6,100,000円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算してください。

※上の表の収入基準額を超えていても、一定の所得要件を満たせば支給の対象となる場合があります。

●支給額

児童1人当たり **5万円**

●申請方法

郵送か福祉事務所の窓口まで申請書と必要書類を提出してください。

●申請期限

2023年（令和5年）2月28日（火）（消印有効）

●支給時期

申請を受付した月の翌月末頃振込予定

※ご提出いただいた書類に不備・不足がある場合は、支給が遅れる場合があります。

●提出書類

①子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）

②添付書類

- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し）
- ・受取口座の確認書類（通帳等の写し）
- ・公的年金等の収入額が分かる書類（年金振込通知書等）
- ・戸籍謄本等の支給要件を確認できる書類

※既に小値賀町で児童扶養手当の認定や福祉医療費（母子）を受けている場合は不要。

③簡易な収入（所得）額の申立書（申請者本人用）

④簡易な収入（所得）額の申立書（扶養義務者等用）

※扶養義務者等が複数いる場合、令和2年1月～令和2年12月の収入が1番多い方についてご記入ください。

扶養義務者：同居している父母・兄弟・姉妹・祖父母・子・曾祖父母・孫・曾孫

●お問い合わせ先

小値賀町福祉事務所

子育て世帯生活支援特別給付金担当

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1

電話：0959-56-3111（代表）

FAX：0959-43-3077

（平日 午前8時30分～5時15分）